

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年十一月十八日から同年十二月一日までの間縦覧に供します。

平成二十八年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
荒木 亮	天理市中山町四三一番地	天理市乙木町一八八番一ほか一筆	
はとむぎ株式会社	奈良市出屋敷町一四一の一	天理市九条町四三四番一ほか二筆	
農事組合法人アグリ大泉	桜井市大字大泉三五九番地の五	桜井市大字大泉一四七番二ほか一三三筆	

二 申請年月日

平成二十八年十一月十日